

見附市告示第26号

見附市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の路線の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は令和7年3月21日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和7年3月21日  
見附市長 稲田 亮

供用開始をする路線名及び区間 3路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)	幅員 (m)
2027	山崎2号線	見附市山崎町字古畑181-1	見附市山崎町字屋敷238-1	134.5	4.0~10.5
4020	小栗山5号線	見附市小栗山町字弥堀田1491-2	見附市小栗山町字下村1765-2	407.3	2.9~8.2
1564	本所2の18号線	見附市本所2丁目449-10	見附市本所2丁目449-18	62.3	6.0~10.2
1565	本所2の19号線	見附市本所2丁目437-2	見附市本所2丁目449-18	88.3	6.0~10.5
1566	本町1の8号線	見附市本町1丁目176-3	見附市本町1丁目176-7	58.2	6.0~10.2
1567	本町1の9号線	見附市本町1丁目176-8	見附市本町1丁目176-10	56.0	6.0~10.2

供用開始日 令和7年4月1日